

新市の名称について（その2）

新市名の募集要領について、次のとおり提出する。

平成16年1月15日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

新市名の募集要領について

別紙のとおり

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

新市名の募集要領に係る参考資料 # 1 (第1回新市名候補選定小委員会の決定事項)

協定項目 第3-2号

大野郡5町2村合併協議会

1. 新市名候補選定小委員会のスケジュール

	H 15/12	H 16/ 1	H 16/ 2	H 16/ 3	H 16/ 4	H 16/ 5	H 16/ 6	H 16/ 7	H 16/ 8	H 16/ 9
応募要領	←→									
募集期間		←→								
募集結果の集計				←→						
候補の選定作業					←→					
新市名の決定							←→			
合併協定書の調印									←→	
合併関係議案の議決										←→

2. 新市名称の募集要領について

周知の方法について	協議会だより、ホームページ、町村広報紙、新聞、ラジオ等	懸賞等について	名付け親賞…… 1名(採用した名前の応募が複数の場合は抽選) 10万円相当の商品券 特別賞(上記抽選にもれた者も含む)……10名以内 1人1万円相当の商品券
募集期間について	平成16年2月1日～3月31日	提出先について	官製はがきの場合……大野郡5町2村合併事務局 新市の名称募集係まで 〒879-7152 大野郡三重町大字百枝1086番地の35 大原総合体育館2階 応募用紙の場合……7か町村役場 合併担当課(役場窓口) FAXの場合……0974-26-4148(大野郡5町2村合併協議会事務局) 電子メールの場合……大野郡5町2村合併協議会ホームページ
募集方法について	官製はがき、FAX、電子メール、応募用紙(各町村役場等に配布)		
応募資格について	(1)年齢制限なし (2)居住地制限なし (3)1人1点の応募に限る		
名前の表し方について	漢字名(ふりがな明記)、ひらがな名、カタカナ名を問わない。また、その組み合わせも自由とする。		
応募記載の内容について	新市の名称、命名の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号		
応募上の注意事項について	現在の7町村の名称の単独使用不可		

新市名候補選定小委員会の役割

- 新市名候補の募集要領及び選定基準の作成、運用。
- 新市名の候補の選定。
- 賞品及びその贈呈対象者の決定方法の検討。

新市名の募集要領に係る参考資料 # 2 (第1回新市名候補選定小委員会決定事項)

協定項目 第3-2号

大野郡5町2村合併協議会

3. 記載事項について

官製はがき及び応募用紙の表

50円 又は 料金後納	8	7	9	7	1	5	2
新市の名称募集係 行 大野郡5町2村合併協議会事務局 大野郡三重町大字百枝一〇八六番地の三五 大原総合体育館内二階							

官製はがき(裏)・FAX・メール

新市名(漢字の場合は、ふりがなを付けてください。)

市

新市の命名の理由(できるだけ簡潔にお書きください。)

あ な た の 欄

〒 -

住 所
(ふりがな)

氏 名

年 齢 歳 電話番号

応募用紙(裏)

新市の名称応募用紙

新市名(漢字の場合は、ふりがなを付けてください。)

市

新市の命名の理由(できるだけ簡潔にお書きください。)

あ な た の 欄

住 所	〒 -	電話番号	
		()	
(ふりがな)	氏 名	年齢	歳

4. 選定の基準について

- 地域をイメージでき、特長を表す名称。
- 地域の歴史、文化にちなんだ名称。
- 対外的にアピールでき、知名度の向上が期待できる名称。
- 新市のビジョンや地域住民の理想・願いにちなんだ名称。
- 新市として希望が持て、発展を願う名称。
- その他新市にふさわしい名称。等々

5. 発表について

大野郡5町2村合併協議会(小委員会を含む)での選考の経過及び結果を合併協議会だより、ホームページ及び5町2村の広報紙にてお知らせします。

6. その他

応募された作品の権利は、大野郡5町2村合併協議会を構成する三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町に帰属します。

新市名の募集要領に係る参考資料 # 3

協定項目 第3-2号

大野郡5町2村合併協議会

大分県内の合併協議会における新市の名称に関する公募例

項目	西高地域1市2町合併協議会	杵築市・日出町・山香町・大田村合併協議会	臼杵市・野津町合併協議会	竹田直入地域市町合併協議会	宇佐両院地域市町合併協議会	佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会
公募に関する周知の方法	合併協議会だより、1市2町広報誌、ホームページ。	合併協議会だより、ホームページポスター、チラシ等。	合併協議会だより、1市1町広報誌、ケーブルテレビ、ホームページ、両市町の各公共施設の窓口等により周知。	合併協議会だより、1市3町広報誌、ホームページ。	合併協議会だより、募集チラシ、ポスター等。	合併協議会だより、1市5町3村広報誌、ホームページ。
公募期間	45日間 (H15.6.1~7.15) 郵送の場合7月15日の消印まで有効	37日間 (H15.7.10~8.15)	53日間 (H15.7.11~15.9.1) 郵送の場合9月1日の消印まで有効	61日間 (H15.8.1~9.30) 郵送の場合9月30日の消印まで有効	53日間 (H15.7.20~9.10)	62日間 (H14.12.1~H15.1.31)
応募方法	専用応募ハガキ、官製ハガキ、ファックス、電子メール	官製はがき、封書、ファックス、電子メール、ホームページ、応募用紙(各市町村役所窓口を設置)	専用応募ハガキ、官製ハガキ、ファックス、電子メール	専用応募ハガキ、官製ハガキ、ファックス、電子メール	専用応募ハガキ、官製ハガキ、ファックス、電子メール	専用応募ハガキ、官製ハガキ、ファックス、電子メール
応募資格	原則として豊後高田市、真玉町及び香々地町内に居住する者とするが地域外から応募があった場合も可とする。	制限なし。 (年齢、居住地を問わない)	原則として、臼杵市・野津町在住者とする。応募者の年齢は、小学生以上とする。	制限なし	制限なし(全国)	制限なし。 (年齢、居住地を問わない)
	何点でも応募可とするが、同一名称応募は1点限り有効とする。	何点でも応募可とするが、同一名称応募は1点限り有効とする。採用名称については、一部補作する場合がある。	応募は1人1点とする。	何点でも応募可とするが、同一名称応募は1点限り有効とする。	制限なし	何点でも応募可とするが、同一名称応募は1点限り有効とする。
応募・記載の内容	新市の名称、提案の理由、住所、氏名、年齢、電話番号	新市の名称、提案の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号	新市の名称、提案の理由、住所、氏名、年齢、電話番号	新市の名称、提案の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号	新市の名称、キャッチフレーズ、提案の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号	新市の名称、提案の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号
懸賞等	名付け親大賞：1名 (5万円の全国共通商品券) 名付け親賞：5名以内 (1万円の全国共通商品券) 参加賞：10名 (5千円の全国共通商品券)	名付け親大賞：1名 (10万円の旅行券、商品券又は図書券) 名付け親賞：10名 (5千円の商品券又は図書券) 特別賞：10名 (5千円の商品券又は図書券)	ネーミング大賞：1名 (5万円の商品券) ふるさと再発見ツアー賞 (臼杵市在住の当選者は野津町を、野津町在住の当選者は臼杵市をバスで散策するツアー：食事付)	名付け親賞：1名 (5万円の全国共通商品券) 特別賞：10名 (竹田市・荻町・久住町・直入町の中から5千円分の特産品を1点)	名付け親大賞：1名 (5万円相当の商品券) 新市名特別賞：10名 (3千円相当の図書券) キャッチフレーズ大賞：1名 (3万円相当の商品券) キャッチフレーズ特別賞：10名 (3千円相当の図書券)	名付け親賞：1名 (10万円の全国共通商品券)
選定方法	小委員会で候補名を10点選考した後、合併協議会で決定する。	小委員会で候補名を10点選考した後、合併協議会で決定する。	小委員会で候補名を数点選定し、合併協議会で決定する。	小委員会で候補名を10点選考した後、合併協議会で決定する。	小委員会で4候補以内に絞込みを行った後、合併協議会で決定する	小委員会で候補名を10点程度選考した後、合併協議会で決定する。
選定基準	既存の名称(豊後高田・真玉・香々地)も候補とする。 住民の誰もが使用するため、難解でなく平易な名称とする。 漢字、ひらがな、カタカナで表記された名称とする。 地域が地理的にイメージできる名称とする。 地域の特徴を表す名称とする。 地域の歴史文化にちなんだ名称とする。 その他、新市としてふさわしい名称とする。	杵築市、日出町、山香町、大田村の地域が地理的にイメージできる名称。 特徴を表す名称。 地域の歴史・文化にちなんだ名称。 地域の知名度が向上できる名称 住民の理想・願いにちなんだ名称。	臼杵市・野津町の歴史・文化にちなんだ名前。 臼杵市・野津町が地理的地域的にイメージできる名前。 臼杵市・野津町の特徴をあらわす名前。 新しい市を対外的にアピールできる名前。 既存の他市町村にない名前。 新市名の候補は、漢字、ひらがな・カタカナにより表記され、なじみやすく、親しみのもてる名前。 新市の名前は、両市町の名称も応募可能とする。	地域が地理的にイメージできるもの。 地域の特徴を表しているもの。 地域の歴史・文化にちなんだもの。 地域を対外的にアピールできるもの。 地域の知名度が向上できるもの 住民の理想・願いにちなんだもの。 その他新市の名称としてふさわしいもの。	漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名称。 新市としてふさわしい名称。 既存(全国)の市町村名にない名称。 宇佐両院地域の特徴、地理、歴史、文化にちなんだ名称。	佐伯市・南海部郡地域が地理的にイメージできる名前。 佐伯市・南海部郡地域の特徴を表す名前。 佐伯市・南海部郡地域の歴史・文化にちなんだ名前。 市民等の理想、願いにちなんだ名前。 合併を記念した名前。 対外的にアピールできる名前。 その他新市名としてふさわしい名前。
その他(問題点等)	新設合併のため、旧市町村名を候補とせず、市名を検討する意見があったが、協議の結果、候補とすることに決定した。	事務局は、旧市町村名を候補としない提案をしたが、協議会で協議した結果、候補とすることに決定した。	応募資格は、将来まちを担う子どもたちを対象者にしてはとの意見があり、協議した結果小学生以上とした。 責任を持つ意味で、臼杵市・野津町在住者とした。	選定基準作成時に旧市町村名を候補としないことについて協議したが、候補とすることに決定した	特になし。	特になし。
応募総数	応募数 3,038件	応募数 8,709件・有効数 8,527件	応募数 851件・有効数 830件	応募数 52,554件・有効数 48,419件	応募数 2,241件	応募数 3,100件
新市の名称	豊後高田市	未決定	臼杵市	協議中	宇佐市	佐伯市

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについては、次のとおりとする。

区長、駐在員、自治委員、連絡員等の行政連絡員制度、名称及び業務内容は合併時に統一する。

行政区名の取扱いについては、同一名の場合は、旧町村名を行政区名の前につける。

行政区の再編については、必要に応じて合併後調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第 21号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	21.行政区の取扱い	中項目	1.行政区の取扱い	小項目	1.行政区の取扱い
調整の結果					

町村名	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況						調整の具体的内容	
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村		犬飼町
町 村 別 内 容	行政区数 71 (駐在員数) (71)	行政区数 12 (区長数) (12)	行政区数 36 (駐在員数) (36)	行政区数 35 (自治委員数) (35) (連絡員数) (140)	行政区数 32 (自治会長) (32)	行政区数 20 (区長数) (20)	行政区数 47 (区長数) (47)	【専門部会案】H15.12.24 行政区の取扱いについては、次のとおりとする。 区長、駐在員、自治委員、連絡員等の行政連絡員制度については、現行の通り新市に引継ぎ、名称は合併時に統一する。 行政連絡員の業務内容については、合併時に統一する。 行政区名の取扱いについては、同一名の場合は、旧町村名を行政区名の前につける。 行政区の再編については、必要に応じて合併後調整する。 【幹事会案】H16.1.8 行政区の取扱いについては、次のとおりとする。 区長、駐在員、自治委員、連絡員等の行政連絡員制度、名称及び業務内容は合併時に統一する。 行政区名の取扱いについては、同一名の場合は、旧町村名を行政区名の前につける。 行政区の再編については、必要に応じて合併後調整する。
	駐在員等報酬 均等割 17,700円 / 月 世帯割 180円 / 月 * 戸数 旅費 ・1キ口未満 80円 / 回 ・2キ口未満 140円 / 回 ・4キ口未満 200円 / 回 ・6キ口未満 240円 / 回 ・8キ口未満 320円 / 回 ・10キ口未満 400円 / 回 ・15キ口未満 600円 / 回 ・15キ口以上 740円 / 回 区長代理・組長 2,500円 / 年	区長等報酬 均等割 281,000円 / 年 世帯割 200円 / 戸	駐在員等報酬(平均) 駐在員手当 44,300円 / 月 平等割 5割 世帯割 3割 税徴収割 2割 駐在員期末手当(平均) 88,600円 (平均支給額、6月44,300円、12月44,300円) 平等割 5割 世帯割 3割 税徴収割 2割 補助員手当 1世帯当たり年額700円	自治委員等報酬 戸数割 200円 / 戸 平等割 83,000円 連絡員 受持世帯1戸につき 1,400円 / 年 通信費として平等割額 2,500円	自治会長等報酬 均等割 63,000円 / 年 世帯割 4,000円 / 戸 (但し、支部長のある自治会は、3100円) 車賃 ・第1地区 5,000円 ・第2地区 8,400円 ・第3地区 2,500円 支部長手当 均等割 30,000円 / 年 世帯割 1,200円 / 戸 班長手当 2,200円 * 戸数 校区会長手当 19,000円 自治会長会会長手当 19,000円	区長等報酬 平等割 86,000円 / 年 戸数割 4,300円 / 年	駐在員等報酬 平等割 95,000円 / 年 戸数割 2,700円 / 年 旅費 ・1級地 8,900円 ・2級地 7,800円 ・3級地 6,500円 ・4級地 5,400円 駐在員代理 駐在員報酬の10%	
	区等への助成金 0円	区等への助成金 1,200円 / 戸	区等への助成金 0円	区等への助成金 自治公民館補助 均等割 12,000円 戸数割 400円	区等への助成金 0円	区等への助成金 0円 区長会研修補助金(参加者のみ) 30,000円 / 人当たり	区等への助成金 0円	
	業務内容 ・その区域内における転入転出者に対する住民基本台帳法による届出の指導 ・公報事項の伝達 ・町税の納入通知書及び国民健康保険の納付金の通知書の配布 ・その区域内における町民の世論の取次ぎ ・各種の調査報告 ・その他町長の委嘱する事項	業務内容 ・公報事項に関する事 ・各種資料の調査に関する事 ・村税その他賦課金の納付取りまとめに関する事 ・連絡事項に関する事 ・その他村長が必要と認める事項に関する事	業務内容 ・公報事項の伝達 ・納入通知書等の配布 ・その行政区における転入、転出の検印、住民基本台帳法による届出の指導 ・各種調査事項 ・その他町長により委嘱する事項	業務内容 自治委員 ・人口その他調査に関する事 ・町行政と地区自治の連絡調整に関する事 ・その他依頼する事項 ・納税通知書の配布に関する事 ・町公報紙の配布に関する事 ・各種連絡に関する事	業務内容 ・公報事項の伝達 ・町税の納入通知書、及び国民健康保険、介護保険等の納付金通知書の配布 ・その区域における転入、転出等届出の指導 ・各種の調査報告、及び関係住民から町の関係機関あての申請及び報告等の取りまとめ	業務内容 ・文書の送達に関する事 ・各種資料の調査に関する事 ・村税その他賦課金の納付取りまとめに関する事 ・連絡事項の周知に関する事 ・その他村長が必要と認める事項に関する事	業務内容 ・行政に関する公報、伝達通知、調査及び報告並びに資料等の配布及び収集 ・当該行政区内における町民世論の取り次ぎ ・その他、町長が必要と認めた職務及び運動	
行政区の名称 別紙のとおり	行政区の名称 別紙のとおり	行政区の名称 別紙のとおり	行政区の名称 別紙のとおり	行政区の名称 別紙のとおり	行政区の名称 別紙のとおり	行政区の名称 別紙のとおり		

協議事項に係る参考資料	(1) 現在の行政区が抱えている問題点 少子、高齢化により、消防団員の確保、自治会活動の慢性化、各種行事への参加が偏っている。 属地主義でなく、属人主義で形成されている場合もある。 区長業務の煩雑さ等から区長選出に苦慮している地区もある。	異業種社会となり意思疎通を図る機会の希薄化 区によっては、戸数減少がひどく集落機能が整っていない。区の規模のバランスがくずれている。
	(2) 行政区の再編についての意見(各町村から) 区の歴史的な事情や冠婚葬祭、住民互助的行事に関する住民感情を考慮し、十分に地域の実情を把握して慎重な調整が必要である。 住民の意思を尊重して、機が熟すのを待って再編成に取り組むことが大切である。 合併と同時に行政区の再編を実施すると、さらに、住民の混乱等を招くことになる。 現状のまま新市に引き継いだ場合は、区の規模等に格差があるため均衡ある発展は望めないで、合併意識の中で理解を求めて効果的運用と円滑な統一を図る必要がある。 将来的には、再編は必要であり区の均等化を図るためにも消防団の組織と共通した行政区が望ましいと思われる。 町村合併にあたっての大きな課題は、地域コミュニティの育成、充実、活動支援が益々必要になる。	

協議事項に係る参考資料

大野郡5町2村行政区現況《15年4月1日現在》

整理番号	三重町		71		清川村		12		續方町		36		朝地町		35		大野町		32		千歳村		20		犬飼町		47		行政区数計(253)					
	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数	行政区名	世帯数						
1	菅生	136	中津留	30	白山上	30	上畑	46	近地	73	町	124	原田	54	長畑	18																		
2	又井	45	久部	20	伏野	55	滞迫	18	朝倉	46	佐代東	82	倉波	43	山内	31																		
3	森迫	35	白谷	109	宇田枝	109	小原	75	朝地	114	佐代西	61	田原園	29	栗ヶ畑	51																		
4	浅水	147	代	14	左右知	44	栗生	33	坪泉	54	妙勝庵	58	大木	43	黒松西	28																		
5	宇対瀬	43	奥畑	12	平石	44	上冬原	38	板井迫	112	若藤	33	漆生	35	黒松東	51																		
6	宮尾	57			六種	117	徳田	58	田村	28	南	28	高畑	50	山田	19																		
7	深野	46			三玉	63	開拓	30	池在	30	北	25	柴山	66	宇津尾木	7																		
8	川辺	110			天神	45	中野	38	瀬口	13	藤北	65	日向久保	7	高津原	22																		
9	百枝	94			砂田	276	大石	41	館	24	高野	34	田口	18	畑ヶ川	13																		
10	大原	187			雨堤	48	木野	50	揚	67	宮迫	71	舟木	35	柴北上	25																		
11	牟礼	31			白尾	69	冬原	43	町	38	片島	48	新殿	54	柴北下	45																		
12	上田原	71			駅前	46	下徳田	38	和田	24	田代	124	中部	34	葛川	13																		
13	法泉庵	41			柚木		柚木	31	平井	40	駒鹿	30	横尾	49	下町	81																		
14	西泉	41			上野		上野	30	樋口	17	酒井寺	47	石田	52	上津尾	38																		
15	向野	97					小宛	84	堀家	33	屋原	74	長峰	47	上津尾住宅	76																		
16	市場一区	305					寺原	40	上尾塚	42	桑原	40	大迫	61	内河	16																		
17	市場二区	90					草深野	64	中尾塚	41	北園	50	高添	35	阿原	12																		
18	市場三区	70					辻	47	下尾塚	21	大原	85	新殿住宅	19	下の原	15																		
19	市場四区	207					軸丸南	33	小野	11	郡山	36	都築団地	42	真萱	13																		
20	市場五区	180					軸丸北	53	志賀	31	両家	33	巷丁田住宅	20	堀川	20																		
21	市場六区	132					上自在	61	宮生中央	34	津留	31			天神町	70																		
22	市原	213					下自在	250	宮生東	12	原	22			西の田	35																		
23	上赤嶺一区	163					馬場	415	宮生浦	25	矢田	76			上ツ町	21																		
24	上赤嶺二区	270					井上	71	綿田	41	中原	60			上サ町	20																		
25	肝煎一区	183					野尻	46	北平	43	小倉木	62			新道	21																		
26	肝煎二区	155					越生	115	中熊	37	十時	74			一部	16																		
27	羽飛	76					原尻	74	白木	30	杉園	79			二部	22																		
28	鬼塚	50					久土知	58	栗栖	14	後田北	85			三部	15																		
29	内山	43					野仲	34	田矢時	15	後田南	81			本町	13																		
30	松谷	18					小野	63	梨原	32	中土師	46			小福手	71																		
31	山中	16					知田	62	志屋	23	安藤	52			原	32																		
32	久知良一区	157					大化	50	温見	25	沢田	24			舞田台	26																		
33	久知良二区	170					天神	48	小川野	11					津留	48																		
34	下赤嶺岡	95					馬背畑	55	鳥屋	28					上重	38																		
35	下赤嶺中	160					上犬塚	20	やすらぎ住宅団地	23					渡無瀬	15																		
36	下赤嶺下	33					平石	40							石井	12																		
37	朝日ヶ丘	60													上山奥	23																		
38	下赤嶺東	145													下山奥	31																		
39	芦刈	96													高松	27																		
40	金田	40													戸上	24																		
41	入北	37													長谷	41																		
42	下小坂	51													萩原	18																		
43	中小坂	28													久原上	81																		
44	上小坂	182													久原住宅	43																		
45	三重原	310													久原下	32																		
46	東宮住宅	110													細口	21																		
47	前内田	263													松田	16																		
48	内田	233																																
49	広瀬	9																																
50	高屋	12																																
51	松尾	63																																
52	下鷲谷	25																																
53	上鷲谷	26																																
54	下玉田	61																																
55	中玉田	60																																
56	山方	36																																
57	山田	35																																
58	中尾	17																																
59	久原	40																																
60	田町	30																																
61	小津留	16																																
62	高寺	41																																
63	深田	90																																
64	向田住宅	113																																
65	中津無礼	35																																
66	大無礼・板屋	16																																
	小計	6,247	小計	98																														
			世帯数合計	6,345	世帯数合計	946	世帯数合計	2,352	世帯数合計	1,252	世帯数合計	1,840	世帯数合計	793	世帯数合計	1,426	行政区世帯数総合計	14,954																

☐については、同一名の行政区である。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第21号

大野郡5町2村合併協議会

行政区の取扱い（基本方針）

行政区については、現在の市町村間では、規模、区長報酬、助成金の額等についての相違があることが多いため、合併時には少なくとも区長報酬、助成金の額等について統一した基準を定め、新市町村ではそれに基づき実施することができるよう調整する必要がある。ただ、現在の行政区についての歴史的な経緯や冠婚葬祭等、住民互助的な行事に対する住民感情を考慮し、十分に地域の実情を把握した上で、慎重な調整が必要となることは言うまでもない。つまり、大野郡5町2村が合併後において不均衡等が生じないよう調整を図る必要がある。

法的根拠（公共的団体に関する）

市町村の合併の特例に関する法律

第16条〔第1項～第6項省略〕（国、都道府県等の協力）

公共的団体は、合併市町村の建設に資するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

地方自治法

第157条（公共的団体の監督）

地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

【先進事例】

篠山市（H11.4.1）

総代会及び区長会については、合併時に統合する。

さぬき市（14.4.1）

1. 自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一を図る。
2. 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。
3. 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会（H15.4.1合併予定 岐阜県）

1. 自治会組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。
2. 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く。
3. 自治会連合会事業については新市において調整する。

南宇和合併協議会（16.10.1合併予定）

1. 行政連絡機構（区長会）については現行のまま新町に引継ぐ。
2. 報酬等については、合併後調整する。
3. 行政区に対する運営費補助については、新町において検討する。

あさぎり町（H15.4.1）

行政区については、合併までに現町村において統合再編に勤め、新町に移行する。なお、新町においても、住民にとって身近で、かつ、不均衡等が生じないよう行政区の再編を検討する。

南アルプス市（15.4.1）

行政連絡機構の取扱いについては、現状のまま移行し、必要に応じて中間的な連絡組織を設ける。

佐伯市（H17.3.3合併予定）

〔行政区名及び名称の取扱い〕

（1）行政区区域は、現行どおりとする。

（2）行政区名は、同一行政区名はその前に旧市町村名を付記し、その他は現行どおりとする。

〔自治会の取扱い〕

新市における行政の円滑な運営及び市民との連絡調整のため、各地区に自治委員をおく。

日田市郡合併協議会

1. 住民の自主的な町内自治の運営機構として自治会を置く。委託事務及び委託費は合併までに調整する。
2. 日田郡5町村の自治会の編成は、合併までに事務的に調整する。
3. その他の軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。

（理由）自治会は、任意の組織として、行政事務の一部を委託する。新たに編成する自治会は、直接住民に係るものであるため、合併関係市町村において住民を交えた協議が必要である。

竹田直入地域市町合併協議会

行政区は、合併時は現行のとおりとし、必要に応じて合併後調整する。

西高地域1市2町合併協議会

1. 区の区域及び組織等については、合併後、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
2. 行政文書等については、配布回数は、豊後高田市の例により統一する。配布方法は、合併後、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。

学校教育事業の取扱いについて（その 2）

学校教育事業の取扱い（その 2）について、次のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 15 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

学校教育事業の取扱いについて（その 2）

私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の補助制度に基づき、新市に引き継ぐ。
健康診断については、合併までに調整し、合併時に統一する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	46.学校教育事業	中項目	2.私立幼稚園
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	
私立幼稚園就園奨励費補助金		(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	
名称	三重町私立幼稚園就園奨励費補助金						犬飼町私立幼稚園就園奨励費補助金
制度概要	私立幼稚園の設置者が保育料等を減免する場合に補助を行う。						私立幼稚園の設置者が入園料及び保育料を減免する場合に補助を行う。
基準及び減免額	<p>三重町に在住し当該幼稚園に在園する3歳児及び4歳児及び5歳児及び満3歳児の保護者に対し、幼児の属する世帯の所得の状況に応じて入園料及び保育料を減免する場合に、次に定める範囲において補助を行うものとする。</p> <p>1.生活保護世帯・町民税非課税世帯 入園料・保育料(年額)のうち 第1子 137,700円以内 第2子 180,000円以内 第3子以降 222,000円以内を減免する。</p> <p>2.町民税所得割非課税世帯 入園料・保育料(年額)のうち 第1子 104,900円以内 第2子 157,000円以内 第3子以降 209,000円以内を減免する。</p> <p>3.町民税所得割課税額が8,800円以下の世帯 入園料・保育料(年額)のうち 第1子 80,400円以内 第2子 141,000円以内 第3子以降 200,000円以内を減免する。</p> <p>4.町民税所得割課税額が102,100円以下の世帯 入園料・保育料(年額)のうち 第1子 56,500円以内 第2子 124,000円以内 第3子以降 190,000円以内を減免する。</p>					<p>犬飼町に居住し、かつ当該私立幼稚園に就園し、当該年度の満年齢が3歳及び4歳並びに5歳の幼児の保護者に対して、入園料及び保育料を減免する場合に、各幼児の保護者が属する世帯の所得の状況により、次の基準表に掲げる各区分に応じて、それぞれ当該各区分に掲げる金額を補助金として交付する。</p> <p>1.生活保護世帯・町民税非課税世帯 入園料・保育料(年額)のうち 第1子 137,700円 第2子 180,000円 第3子以降 222,000円を減免する。</p> <p>2.町民税所得割非課税世帯 入園料・保育料(年額)のうち 第1子 104,900円 第2子 157,000円 第3子以降 209,000円を減免する。</p> <p>3.町民税所得割課税額が8,800円以下の世帯 入園料・保育料(年額)のうち 第1子 80,400円 第2子 141,000円 第3子以降 200,000円を減免する。</p> <p>4.町民税所得割課税額が102,100円以下の世帯 入園料・保育料(年額)のうち 第1子 56,500円 第2子 124,000円 第3子以降 190,000円を減免する。</p>	
関係法令等	三重町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱						犬飼町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

【専門部会・幹事会案】
私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の補助制度に基づき、新市に引き継ぐ。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第46-2号

大野郡5町2村合併協議会

【根拠法令】

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(通則)

第1条 幼稚園就園奨励費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、都道府県及び市町村が実施する就園奨励事業に対して国がその経費の一部を補助し、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率等)

第3条 文部科学大臣は都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、次の区分により予算の範囲内で経費の一部を補助する。

(1) 都道府県立幼稚園に就園する幼児に関して都道府県が行う就園奨励事業

(2) 当該市町村の住民で市町村立幼稚園又は私立幼稚園に就園する幼児に関して市町村が行う就園奨励事業

2 補助対象経費及び補助率は、次に掲げるとおりとする。

補助対象経費	補助率	区 分
入園料、保育料の合計額	3分の1以内	下記 及び 以外の都道府県及び市町村
	4分の1以内	地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算出した基準財政収入額を、同法第11条の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値(財政力指数)の、交付決定年度の前々年度までの3か年の平均値(以下「平均財政力指数」という。)が1.00を超える指定都市
	4分の1以内	特別区

3 補助限度額は、毎年度の予算で定め別に通知する。

平成15年度に係る幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額

(1) 公立幼稚園

区 分	補助対象経費	補 助 限 度 額		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額	年額	年額
当該年度に納付すべき市町村村民税が非課税となる世帯		20,000円	37,000円	53,000円
当該年度に納付すべき市町村村民税の所得割が非課税となる世帯				

注1. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

2. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

(2) 私立幼稚園

区 分	補助対象経費	補 助 限 度 額		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額	年額	年額
当該年度に納付すべき市町村村民税が非課税となる世帯		137,700円	180,000円	222,000円
当該年度に納付すべき市町村村民税の所得割が非課税となる世帯		104,900円	157,000円	209,000円
当該年度に納付すべき市町村村民税の所得割課税額が8,800円以下の世帯		80,400円	141,000円	200,000円
当該年度に納付すべき市町村村民税の所得割課税額が102,100円以下の世帯		年額	年額	年額
		56,500円	124,000円	190,000円

注1. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

2. 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)

3. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

【先進事例】

千曲市(平成15年9月1日合併)

国の補助制度のため現行のとおりとする。

高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会(平成16年3月1日 合併予定)

幼稚園就園奨励費補助、私立幼稚園運営費補助及び私立幼稚園施設整備費補助については、合併時に調整する。

さぬき市(平成14年4月1日 合併)

授業料等減免及び私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。

神埼地区合併協議会(平成17年3月31日 合併予定)

幼稚園については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第46-2号

大野郡5町2村合併協議会

【根拠法令】

学校保健法

(目的)

第1条 この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、持って学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(就学時の健康診断)

第4条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第22条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあたって、その健康診断を行わなければならない。

第5条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第22条第1項に規定する義務の猶予若しくは免除又は盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

(児童、生徒、学生及び幼児の健康診断)

第6条 学校においては、毎学年定期的に、児童、生徒、学生（通信による教育を受ける学生を除く。）又は幼児の健康診断を行わなければならない。
2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童、生徒、学生又は幼児の健康診断を行うものとする。

学校保健法施行令

(就学時の健康診断の時期)

第1条 学校保健法（以下法という。）第4条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は学校教育法施行令第2条の規定により学籍簿が作成された後翌学年の初めから4月前までの間に行うものとする。

(検査の項目)

第2条 就学時の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 1 栄養状態
- 2 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 3 視力及び聴力
- 4 目の疾病及び異常の有無
- 5 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 6 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 7 その他の疾病及び異常の有無

(保護者への通知)

第3条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当たって、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を法第4条に規定する者の学校教育法第22条第1項に規定する保護者（以下「保護者」という。）に通知しなければならない。

学校保健法施行規則

(時期)

第3条 法第6条第1項の健康診断は毎学年、6月30日までにこなすものとする。

- 2 疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対してはその事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。
- 3 第1項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者（第4条第3項第5号に該当する者に限る。）についてはおおむね6か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

(検査の項目)

第4条 法第6条第1項の健康診断における検査の項目は次のとおりとする。

- 1 身長、体重及び座高
- 2 栄養状態
- 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 4 視力、色覚及び聴力
- 5 目の疾病及び異常の有無
- 6 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 8 結核の有無
- 9 心臓の疾病及び異常の有無
- 10 尿
- 11 寄生虫卵の有無
- 12 その他の疾病及び異常の有無

2 前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

3 第1項第8号に掲げるものの検査は次の各号に掲げる学年において、それぞれ一回行うものとする。ただし、第5号の学年に該当する者のうち検査の際結核発病のおそれがあると診断されたものについてはおおむね6か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

- 1 小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下この条、第5条7項及び第8条の2において同じ。）の第一学年
- 2 中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下この条及び第5条第6項において同じ。）の第一学年
- 3 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この条及び第5条第6項において同じ。）及び高等専門学校の第一学年
- 4 前号の学年において検査を受けた者のうち、エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見されたもの又は学校医その他の担当の医師が結核発病のおそれがあると認められたものについては高等学校及び高等専門学校の第二学年及び第三学年

【先進事例】

新潟県北蒲原郡南部郷合併協議会（平成16年3月31日 合併予定）
京ヶ瀬村の例による。

西高地域1市2町合併協議会（平成17年3月31日 合併予定）
就学時健診については、豊後高田市の例により統一する。

社会教育事業の取扱いについて（その 1）

社会教育事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 15 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

社会教育事業の取扱いについて（その 1）

公民館の設置については、三重町中央公民館を新市の中央公民館とし、その他の町村の中央公民館を地区公民館とする。なお、現在置かれている地区公民館については、生涯学習を推進する拠点として配置を含め新市において総合的に検討する。

開館時間については現行のとおりとする。

休館日については合併までに調整し合併時に統一する。

成人式については、開催時期を 8 月とし、開催会場はエイトピアおおのとする。対象者の要件及び実施内容については、合併までに調整し合併時に統一する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第48-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	48.社会教育事業	中項目	1.社会教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
公民館の設置								<p>【専門部会案】</p> <p>公民館の設置については、新市の事務所を置く町村の中央公民館を新市の中央公民館とし、その他の町村の中央公民館を地区公民館、現在三重町と緒方町にある地区公民館を地区分館とする。 開館時間については現行のとおりとする。 休館日については合併までに調整し合併時に統一する。</p> <p>【幹事会案】</p> <p>公民館の設置については、三重町中央公民館を新市の中央公民館とし、その他の町村の中央公民館を地区公民館とする。なお、現在置かれている地区公民館については、生涯学習を推進する拠点として配置を含め新市において総合的に検討する。 開館時間については現行のとおりとする。 休館日については合併までに調整し合併時に統一する。</p>
公民館								
名称	三重町中央公民館	清川村中央公民館	緒方町立中央公民館	朝地町公民館	大野町中央公民館	千歳村中央公民館	犬飼町中央公民館	
位置	三重町大字内田8.8.1番地	清川村大字砂田1,795番地	緒方町下自在257番地の1	朝地町大字坪泉字草木494番地	大野町大字田中2,220番地	千歳村大字新殿785番地の3	犬飼町大字田原1,476番地	
開館時間	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時	
休館日	1月1日から1月3日まで、 12月29日から12月31日まで	12月28日～翌年1月4日 毎月第4日曜日	12月28日～翌年1月4日	日曜日、祭日	1月1日から1月3日まで、 12月29日から12月31日まで	1月1日から1月3日まで、 12月29日から12月31日まで	毎週日曜日、国民の祝日 及びその繰替休みの日 12月28日～翌年1月4日	
地区公民館								
名称	菅尾地区公民館		緒方町立上緒方地区公民館		中部地区館			
位置	三重町大字浅瀬3316番地		緒方町大字上冬原 2番地		大野町大字田中2261番地			
名称	白山地区公民館		緒方町立小富士地区公民館		西部地区館			
位置	三重町大字伏野2540番地		緒方町大字小宛1851番地		大野町大字大原1293番地			
名称					南部地区館			
位置					大野町大字矢田1643番地			
名称					東部地区館			
位置					大野町大字後田623番地			
名称					北部地区館			
位置					大野町大字中土師623番地			
関係法令等	公民館の設置及び管理に関する条例 三重町立公民館管理規則	清川村中央公民館の設置及び管理に関する条例 公民館管理規則	緒方町立公民館の設置及び管理に関する条例 緒方町立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則	公民館の設置及び管理に関する条例 朝地町公民館開館、閉館及び職員執務に関する規程	公民館の設置及び管理に関する条例	千歳村公民館設置条例 千歳村中央公民館使用規則	公民館の設置及び管理に関する条例 犬飼町公民館使用規則	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第48-1号

大野郡5町2村合併協議会

【根拠法令】

社会教育法

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りではない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

【先進事例】

新潟県北蒲原郡南部郷合併協議会(平成16年3月31日合併予定)

水原公民館を新市の中央公民館とし、水原公民館以外にの公民館を地区公民館、公民館分館を地区分館とする。
また、公民館の開館時間、休館日は水原町、笹神村の例による。

広島県三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(平成16年4月1日合併予定)

公民館等については、生涯学習の推進及び住民自治活動の拠点とし、新たに位置づけ、支援する。

愛媛県東宇和・三瓶町合併協議会(平成16年3月31日合併予定)

社会教育施設等については、現行のまま新市に引き継ぎ、管理運営等については、合併時に調整する。

日田市郡合併協議会(平成17年3月合併予定)

公民館については、次のとおりとする。

- (1) 日田市の中央公民館を新市の中央公民館とし、旧5町村の中央公民館及び日田市の地区公民館を新市の地区公民館とする。
- (2) 公民館の運営については、旧町村の公民館体制を考慮し合併までに調整する。
- (3) 公民館の維持管理については、現行どおりとする。ただし各種委託等の内容については、合併までに調整する。
- (4) 現在、各公民館において実施されている各種講座等については、新市に引き継ぐ。受講料等については実費負担を原則とし、講師料については単価を統一する。
- (5) 公民館に公民館運営審議会又は公民館運営協議会を置く。
- (6) 現在各町村の中央公民館で実施されている発表会等については、合併後地区公民館行事として継続する。また新市の中央公民館行事として、新市全体を対象とした発表会を開催する。

西高地域1市2町合併協議会(平成17年3月31日合併予定)

1 公民館事業については、合併後、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第48-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	48.社会教育事業	中項目	1.社会教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
成人式 (14年度実績)								【専門部会・幹事会案】 成人式については、開催時期を8月とし、開催会場はエイトピアおおのとする。 対象者の要件及び実施内容については、合併までに調整し合併時に統一する。
開催時期	1月5日	8月16日	8月15日	8月15日	8月11日	8月15日	8月16日	
開催会場	エイトピアおおの	清川村緑地管理中央センター	緒方町中央公民館	朝地町公民館	大野町解放会館	千歳村役場	犬飼町中央公民館	
対象者の要件	昭和57年4月2日から昭和58年4月1日生まれ の三重町に住所を有する者 及び就学就職などの都合により 住民票がない人で希望される方。	昭和57年4月2日から昭和58年4月1日生まれ で、清川村に住所を有する者 または清川村出身者。	昭和56年4月2日から昭和57年4月1日生まれ で、緒方町に住所を有する者 または緒方町出身者。	昭和57年4月2日から昭和58年4月1日生まれ で生まれた者。	昭和57年4月2日から昭和58年4月1日生まれ で、大野町に住所を有する者 または大野町出身者。	昭和56年4月2日から昭和57年4月1日生まれ で、千歳村に住所を有する者 または千歳村出身者と千歳 中学校卒業生。	昭和57年4月2日から昭和58年4月1日生まれ で、犬飼町に住所を有する者 及び犬飼中学校卒業生。	
参加者/対象者	174 / 253	14 / 19	42 / 79	28 / 45	61 / 75	29 / 41	54 / 81	
実施内容	式典 (記念講演を含む) 記念撮影	式典 記念撮影 成人者代表スピーチ 首長との談話会 食事会	式典 記念講演 実行委員会による立食 パーティー	式典 記念撮影 アトラクション	式典 記念撮影 遊覧飛行	式典 記念撮影 恩師からのメッセージ (ビデオレター等の上映)	式典 記念撮影 国際交流 (町内にホームステイ中の 香港の中文大学学生との交 流) 祝賀会	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第48-1号

大野郡5町2村合併協議会

【先進事例】

新潟県北蒲原郡南部郷合併協議会（平成16年3月31日合併予定）

統一して開催する。ただし、平成16年度は、旧町村単位で開催する。なお、毎年度、新成人による実行委員会を設け、開催計画を定めるものとする。

石川県河北郡高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会（平成16年3月1日合併予定）

成人式については、各町の現状を踏まえ新市において実施方法等を調整する。

徳島県麻植郡合併協議会（平成16年10月1日合併予定）

合併年度の成人式については、現行のとおりとし、開催日時については、重複しないように調整する。ただし、平成17年度以降の開催方法等については、新市において調整する。

香川県仲多度南部合併協議会

成人式については、新町において開催方法を調整する。

宇佐両院地域市町合併協議会（平成17年3月31日合併予定）

成人式については、宇佐市の例により新市で統一して実施する。

島根県大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会（平成16年11月1日合併予定）

成人式の開催については、合併時までに調整を行い、平成17年度からは新市で統一して行う。